

神奈川県県土整備局  
指定管理者選定審査委員会港湾部会  
評価報告書  
(大磯港・真鶴港)

平成30年 4 月

## 1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎ 柴山 知也	早稲田大学教授	学識経験者
○ 羽田 耕治	横浜商科大学教授	学識経験者
金子 紀昭	日本プレジャーボート協会副会長	施設利用者代表
柳澤 泰子	公認会計士	経理に関する識見を有する者
高橋 明美	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者

## 2 スケジュール

平成29年11月10日	第1回委員会開催（選定基準案等を協議） 現地視察（大磯港・真鶴港）
平成30年1月22日	申請要項配布
平成30年3月19日	申請受付終了 大磯港：申請者 1団体 真鶴港：申請者 1団体
平成30年4月13日	第2回委員会開催（プレゼンテーション・質疑、評価点等を協議）

## 3 評価の実施方法

### （1）会議の公開・非公開について

神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当すると判断し、第1回委員会では選定基準案の協議を非公開とし、第2回委員会ではプレゼンテーションを公開、質疑の一部及び評価点に係る協議を非公開とした。

### （2）書類審査、プレゼンテーション等の方法について

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課において、申請内容の確認等を行うとともに、委員に申請書類を送付した。

第2回委員会で、申請者によるプレゼンテーション・質疑、委員による仮採点及び評価を行った。

### （3）外部評価委員会の評価点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

## 4 選定基準

### (1) 大磯港

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする申請 書類の該当 箇所
I サービスの向上 (50)	1 指定管理 業務実施に あたっての 考え方、運 営方針等	(1) 指定管理 業務実施 にあたって の考え方、運 営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	条例第20条 規則第10条	様式2 I-1-(1)
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認 業務	①利用承認等の業務についての実施方針（収入証紙販売業務を含む）	5	条例第20条	様式2 I-2-(1)
		(2) 維持管理 業務	①清掃業務、巡視業務、保守点検業務、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5	条例第20条	様式2 I-2(2)
		(3) 利用調整 業務	①業態の異なる複数事業者間（骨材事業者、漁業者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	条例第20条	様式2 I-2(3)
	3 利用促進 のための取 組、利用者 への対応、 利用料金	(1) 利用促進 のための 取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	条例第20条 規則第10条	様式2 I-3(1)
		(2) 利用者へ の対応、 利用料金	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応 ③利用料金の設定、減免の考え方	5	条例第20条 規則第10条	様式2 I-3(2)
	4 事故防止 等安全管理	(1) 事故防止 等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	条例第20条	様式2 I-4(1)
		(2) 災害・荒 天時対応 業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5	条例第20条	事業計画書 I-4(2)
	5 地域と連 携した魅力 ある施設づ くり	(1) 地域と連 携した魅 力ある施 設づくり	①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	規則第10条	様式2 I-5(1)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする申請 書類の該当 箇所
II 管理経費の節減等 (25)	6 節減努力 等	(1) 節減努力 等	<p>【納付金施設】</p> <p>提案額（満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額）／「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額×25</p> <p>注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>注2 評価点は、小数点以下切捨てとする。</p>	25	条例第20条	様式2 II-6-(1) 様式3
III 団体の業務遂行能力 (25)	7 人的な能力、執行体制	(1) 人的な能力、執行体制	<p>①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</p> <p>②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</p> <p>③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</p>	5	条例第20条	様式2 III-7(1)
	8 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	条例第20条	様式2 III-8(1) 団体の 収支予算書 収支決算書 財務諸表
	9 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	<p>①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</p> <p>②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</p> <p>③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</p> <p>④障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</p> <p>⑤手話言語条例への対応</p> <p>⑥社会貢献活動等、社会的責任の考え方と実績</p>	5	条例第20条 規則第10条	様式2 III-9(1)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする申請 書類の該当 箇所
Ⅲ 団体の業務遂行能力(25)	10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	(1) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	①申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	条例第20条	様式2 Ⅲ-10(1)
	11 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	条例第20条	様式2 Ⅲ-11(1)

(2) 真鶴港

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする申請 書類の該当 箇所
Ⅰ サービスの向上(50)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	条例第20条 規則第10条	様式2 Ⅰ-1(1)
		2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5	条例第20条
	(2) 維持管理業務		①清掃業務、巡視業務、保守点検業務、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5	条例第20条	様式2 Ⅰ-2(2)
	(3) 利用調整業務		①業態の異なる複数事業者間（石材事業者、漁業者、ヨット利用者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	条例第20条	様式2 Ⅰ-2(3)
	3 利用促進のための取組、利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	条例第20条 規則第10条	様式2 Ⅰ-3(1)
		(2) 利用者への対応	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応	5	条例第20条 規則第10条	様式2 Ⅰ-3(2)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする申請 書類の該当 箇所
I サービスの向上 (50)	4 事故防止 等安全管理	(1) 事故防止 等	①通常の指定管理業務を行う際の 事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発 生した場合や安全管理の妨げと なりうる事案を認知した際の対 応方針 ③ヨット利用者等安全管理業務に ついての実施方針 ④急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に 関する職員研修等	5	条例第20条	様式2 I-4(1)
		(2) 災害・荒 天時対応 業務	①地震、津波等の災害時及び高 潮、波浪等の異常気象時の利用 者の避難誘導、県への協力等に ついての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港 としての対応方針	5	条例第20条	様式2 I-4(2)
	5 地域と連 携した魅力 ある施設づ くり	(1) 地域と連 携した魅 力ある施 設づくり	①地域や関係機関（団体等）との 連携・協力の考え方 ②地元企業への業務委託等による 迅速かつきめ細かいサービスの 提供に向けた取組内容	5	規則第10条	様式2 I-5(1)
II 管理経費の節減等 (25)	6 節減努力 等	(1) 節減努力 等	【県が指定管理者に指定管理料を 支払う施設】 「最低の提案額」と「積算価格か ら20%節減した額」のうち、高い 金額／提案額（積算価格から20% 以上節減している場合は、積算価 格から20%節減した額）×25  注1 「提案額」、「積算価格」 は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は、小数点以下切捨 てとする。	25	条例第20条	様式2 II-6-(1) 様式3
III 団体の業務遂行能力 (25)	7 人的な能 力、執行体 制	(1) 人的な能 力、執行 体制	①指定期間を通じて効果的・効率 的に指定管理業務を行うための 人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管 理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定 管理業務を行うための人材育成 や職員採用の状況、労働時間短 縮の取組や職場のハラスメント 対策など労働環境の確保に係る 取組状況	5	条例第20条	様式2 III-7(1)
	8 財政的な 能力	(1) 財政的な 能力	①安定した指定管理業務の実施を 判断する指標としての団体の経 営状況、団体の事業の継続性・ 安定性の度合い、団体の事業の 信頼性の度合い	5	条例第20条	様式2 III-8 団体の 収支予算書 収支決算書 財務諸表

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象 とする申請 書類の該当 箇所
Ⅲ 団体の業務遂行能力(25)	9 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、社会的責任の考え方と実績	5	条例第20条 規則第10条	様式2 Ⅲ－9(1)
	10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	(1) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	①申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	条例第20条	様式2 Ⅲ－10(1)
	11 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	条例第20条	様式2 Ⅲ－11(1)

# 大磯港



## 5 評価結果

委員会において厳正な評価を行った結果、次のとおりであった。

団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
	サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
大磯町（中郡大磯町）	41	25	21	87

## 6 提案概要及び評価の内容

申請者	大磯町
-----	-----

### (1) 提案の概要

#### I サービスの向上

##### (指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等)

- 中立・公平な立場から主たる利用者間の利用調整を行うとともに、主たる利用者だけでなくサーファーや釣り人などの利用に際しての安全管理にも努めていく。
- 大磯港活性化整備計画に位置づけられている飲食提供施設や農水産物等物品販売施設を含む賑わい交流施設の整備を行い、国土交通省の制度である「みなとオアシス」の登録を目指し、新たに賑わいを創出していく。
- 大磯町観光協会、大磯町商工会等の関係団体と連携して、旧吉田茂邸のある県立大磯城山公園など、他の観光拠点と大磯港をネットワークで結び、大磯の豊かな自然や文化などの地域資源を活かしていく。
- 専門業者への委託により各種保守点検及び修繕等を行う。
- 職員による日常的な施設内の巡回や清掃業務等の実施により異常箇所や修繕箇所の早期発見に努め、適正な維持管理を行う。

##### (施設の維持管理)

- 条例、規則、利用上の取り扱い等を遵守し、港湾関係諸法令を熟読することにより、中立性を保ちながら一部の利用者が不利益になることのないよう公正に、また、行政という立場からも承認に当たっての承認条件等の書面における指導も行い、業務引継時や事業年度更新時においては特に遅延なく利用承認業務等の適正な実施が行えるように体制を整備する。
- 駐車場料金の管理は、釣銭不足が発生しないように注意し、補充の必要が生じた場合は、速やかに対応するとともに、収支データの確認、月集計との整合性を図り、厳重なチェック体制を整えて金額に誤差を生じないように管理する。
- 日祝日や夏季等混雑期には係員を配置して、空き駐車スペースへの誘導や入場規制などを行いながら混乱を防ぐ。
- 収入証紙の販売は、窓口にて、購入金額と収入証紙の金額を購入者と確認し、齟齬が生じないよう適切な対応を行う。また、収入証紙は金庫に保管し、紛失しないよう厳重に管理する。
- 施設利用者や来港者が不快な思いを抱くことのないように、防波堤、臨港道路附属駐車場、係留施設等の定期清掃や緑地の草刈り、除草、樹木の剪定を行うとともに、道路や歩道上に堆積する砂を、歩行者や車両の通行の支障のないよう、掃き掃除を行う。また、台風通過後や突然のトラブルにも迅速に対応し、施設を常に清潔に保つ。
- 日常において臨時職員が随時施設内を巡回するほか、清掃業務等の実施中においても港内に異常がないか気を配り、危険箇所や修繕箇所の把握に努め、早急に対応し、危険を伴うことが予想される場合には港内放送や掲示板を利用して啓発活動を徹底する。
- 荒天時や台風接近時には、被害を最小限に抑えるため、巡視による船舶のロープチェック、船舶の所有者への増しもやいの実施を依頼するとともに、夜間等に船舶の確認に来る所有者の安全を確保する。
- 気象警報等の発表が予測されるときは、常勤職員の管理事務所への参集待機による監

視、台風通過時の港内巡視点検により被害状況の確認等を行う。

- 利用調整に際しては、複数の事業者間の権利関係が複雑に絡む場合があるので、県との連携をとりながら、公平中立を基本に取り組んでいく。
- 岸壁、荷さばき地の利用承認にあたり、条例、規則、利用上の取り扱い等を遵守し、港湾関係諸法令を熟読することにより、中立性を保ちながら一部の利用者が不利益になることのないよう公正に事務を実施する。また、業務引継時や事業年度更新時においては、特に遅延なく利用承認業務を適正に実施できるような体制を整備する。
- 荒天時に、漁船や作業船が避難をしたい旨の連絡や実際に避難し入港して来た場合には、骨材事業者や漁業者との連絡調整を迅速に行い、対応を図るとともに、速やかに県に報告する。

#### (利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金)

- 大磯港周辺には、日本最初の海水浴場、アオバト集団飛来地の照ヶ崎海岸、国指定民俗文化財に指定されている左義長などがある。これらの地域資源などとの連携によるニューツーリズムなどの事業を展開し、大磯港・大磯海岸への来訪者の増加と駐車場の利用の促進を図ることを目指し、県が募集した「新たな観光の核づくり認定事業」に提案応募し、平成25年2月に認定された。
- 大磯町第四次総合計画後期基本計画においても、重点事業の一つとして、「大磯港みなとオアシス事業による交流の促進」を挙げ、大磯港周辺を国土交通省の「みなとオアシス」として登録し、その拠点として、大磯港に「賑わい交流施設」を整備することで、人や情報の交流、賑わいの創出、マチナカへの賑わいの拡大を目指す。
- 駐車場の利用台数の数値目標は、平成31年度は過去数年の実績平均に1.055を乗じて算出し、平成32年度以降も平成31年度と同じ台数で推移する設定。
- 広報・PR活動は、大磯町ホームページの「大磯港」と「観光情報のイスタビドットコム」を中心に行い、必要に応じて町広報紙、地域情報紙及び日刊紙に情報提供を行う。今後、賑わい交流施設を整備した際には、案内所を設け、大磯港及びその周辺地域の観光情報などを発信し、また、SNSなどを通じて広く情報を提供していく。
- 自主事業は、「管理事務所の屋上開放」、「元旦及びダイヤモンド富士による西防波堤遊歩道の開放時間延長」、「なぎさの祭典」、「漁業体験イベント」、「大磯市」を実施する。
- 骨材事業者と漁業者に対するアンケート、大磯サーフィン協会等と連携したサーファーへのアンケート、管理事務所に備え付けのアンケート、イベント時のアンケート、電話、卓話集会、町ホームページの目安箱などによってニーズ等を把握する。
- 必要に応じて手話通訳者を設置し、体制を整えるよう努める。
- 利用料金制により得た収入で大磯港及びその周辺を利用する方に対し、より良いサービスを提供できるよう努める。
- 駐車場利用料金は、民営圧迫の回避や利用料金の確保の観点から条例に定められた上限額とする。また、減免基準は、県に示された内容で基準を定める。

#### (事故防止等安全管理)

- 利用者の安全を最優先と考え、職員により管理区域内を適宜巡視して危険箇所や修繕箇所の把握に努め、早急に対処し、立入禁止区域や防護柵等の管理を行い、危険を伴うことが予想される場合には、港内放送や掲示板を利用して啓発活動を徹底する。
- 事故等の緊急事態が発生した場合には、発生状況の確認をした中で、消防署や警察と連絡調整を行い、最新の情報を入手し、適切な処置を行うとともに、県への報告及び調整を迅速に行う。

- 事故等の発生規模の状況により人員配置的に不足がある場合には、全課体制をとり対応する。
- 急病人が生じた場合は、消防署に通報し、円滑な救助を行えるようにする。また、管理事務所にAEDを設置し、職員による救命活動が行えるよう、救命講習等に積極的に参加し、万全を期す。
- 津波等の災害時は、大磯港津波発生時行動マニュアルに基づき対応するとともに、マニュアルについては、順次改訂を実施する。
- 防潮門扉の閉鎖については、津波警報及び注意報を踏まえた初動体制をいち早く確立し、迅速な対応で大磯町関係各課と協力し、防潮門扉の閉鎖を行う。
- 高波による防波堤越波による臨港道路等の通行止めが生じた場合には、臨港道路の車両通行止めに関しての関係機関連絡系統フローにより、関係機関との情報共有を迅速かつ確実に連絡するとともに、大磯町建設協会と協力し、迅速に臨港道路等を通行止めとする。
- 災害・荒天時等については、状況に応じて港内施設の巡視強化や事務所内に職員が詰めるなど、24時間の管理体制をとり、被害状況の把握に万全を期す。
- 避難訓練を年1回以上実施する。
- 神奈川県地域防災計画に基づく緊急物資受入港及びヘリコプター臨時離着陸場になる場合、県と連携して、県が実施する大磯港の利用制限に全面的に協力するとともに、港内利用者等に対する誘導、情報提供等を行う。

**(地域と連携した魅力ある施設づくり)**

- 町が事務局を務める「大磯港みなとまちづくり協議会」において、関係団体等と連携し、各種事業、意見交換等を行っていく。
- 大磯町又は近隣市町に事業所のある事業者へ業務を委託する。

**II 管理経費の節減等**

**(節減努力等)**

納付金提案額	①	93,065,000円
県が積算した最低納付金額	②	93,065,000円
上乗せ額	①-②	0円

上乗せ率 0%

※ 予定する指定期間（平成31年度～平成35年度）の総額

**III 団体の業務遂行能力**

**(人的な能力、執行体制)**

- 常勤2名、非常勤1名、臨時アルバイト4名で管理運営する。
- 平日は常勤・非常勤2～3名、臨時アルバイト2～3名、土曜日は常勤・非常勤1名、臨時アルバイト2～3名、日曜祝日は必要な場合に、常勤・非常勤1名、臨時アルバイト2～3名を配置する。

**(コンプライアンス、社会貢献)**

- 備品等の購入については、再生紙、リサイクルトナーやグリーン購入法適合製品等を積極的に購入し、事務処理においては、出来る限りペーパーレス化を推進し、省資源化に努める。ビンや缶、ペットボトルについては分別の徹底を図る。使用電力の節約、排気ガスの排出抑制を図る。
- 町として障がい者雇用を進めており、法定雇用率を達成している。
- 「大磯町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「大磯町職員

対応要領に係る留意事項」を定めており、規定に従い、障がい者に対する配慮に努める。

- 町で、窓口、イベント及び研修会などに手話通訳者や要約筆記者等を派遣する事業を実施し、定期的に手話講習会も行っている。
- 恵まれた自然環境を次世代に引き継ぎ、自然と調和したまちづくり、町民、行政、事業者などが協働して、新しい仕組みや活動を創り出していくことができるまちづくりを展開する。

**(事故・不祥事への対応、個人情報保護)**

- 申請開始日の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事はない。
- 個人情報の取扱いについては、「大磯町個人情報保護条例」に基づくとともに、「神奈川県個人情報保護条例」及び関係法令の規定を遵守し、個人情報の適正管理を行う。また、研修を行い、個人情報保護及び文書管理の重要性についての周知徹底を行う。

**(これまでの実績)**

- 大磯港、大磯町内公園施設、大磯町役場駐車場の管理実績がある。
- 県又は他の自治体における指定取消しはない。

## (2) 外部評価委員会の採点結果

※ 各委員による仮採点結果の並び順は、「1 委員会委員」の一覧の順と異なります。

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による仮採点結果					委員会としての評価点
					A	B	C	D	E	
I サービスの向上 (50)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	5	4	4	5	3	4
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針（収入証紙販売業務を含む）	5	5	4	3	5	4	4
		(2) 維持管理業務	①清掃業務、巡視業務、保守点検業務、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5	5	4	4	5	4	4
		(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間（骨材事業者、漁業者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	10	8	8	6	8	8
	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	4	4	5	3	3	4
		(2) 利用者への対応、利用料金	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応 ③利用料金の設定、減免の考え方	5	4	4	3	4	4	4

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
					A	B	C	D	E	
I サービスの向上(50)	4 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	3	3	4	5	3	4
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5	4	3	4	5	2	4
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	5	4	4	5	4	5
II 管理経費の節減等(25)	6 節減努力等	(1) 節減努力等	【納付金施設】 提案額（満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額）／「最高の提案額」と「満点とする納付金」のうち、低い金額×25  注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は、少数点以下切捨てとする。	25	25					25
III 団体の業務遂行能力(25)	7 人的な能力、執行体制	(1) 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	4	4	5	5	4	4
	8 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	4					4

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
					A	B	C	D	E	
Ⅲ 団体の業務遂行能力(25)	9 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、社会的責任の考え方と実績	5	4	3	3	5	4	4
	10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	(1) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	①申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	5	4	3	5	4	4
	11 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	4	4	5	5	5
合 計				100						87

### (3) 評価講評

<p>委員会として、申請者は指定管理者候補として適切であると判断した。</p> <p>○ 評価できる点は、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大磯町が事務局を務める「大磯港みなとまちづくり協議会」において、地域の関係団体等と連携し、各種事業等を行っており、地域連携の実績として評価できる。</li> <li>平成27・28年度の収支決算状況の収支差額が、黒字となっており、これまでの実績として評価できる。</li> </ul> <p>○ 今後の期待、要望としては、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平日や閑散期の駐車場の利用台数を増やすため、町内の他の観光資源と結び付け、町全体の交流の促進を、行政機関として問題意識を持って取り組んでほしい。</li> <li>自主事業については、人件費も含めて収支が外から見えるようにした上で、取り組んでほしい。</li> <li>防潮門扉の閉鎖作業については、職員の安全性に配慮し、実施してほしい。</li> </ul>
--

## 7 議事概要（主要論点）

### < I サービスの向上 >

- 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等について、賑わい交流施設を整備し、漁港と港と観光の協調を促進していく旨、提案されている。この3者が将来的にも、継続して協調しながら連携していくか、とても関心があり、今後も注目したい。
- 提案された指定期間中の駐車場の利用台数の数値目標が、5年間、同一の水準となっている。今の駐車場の規模では、ピーク時にこれ以上入らないことから、このような数値目標が設定されていると推測する。しかし、大磯町全体のポテンシャルを考えると、平日や閑散期に工夫することにより、利用台数を増やすことは可能だと思う。大磯港だけでイベントをやるのでは限界があるため、大磯町全体としての交流をどう振興していくのか、他の観光資源とどのように結び付け、大磯港をどう活かしていくのかを、指定管理者である大磯町は、行政機関としての視点も踏まえ、問題意識を持って取り組んでほしい。
- 自主事業の会計について、人件費が計上されておらず、本当の収支がわからない。人件費を合算すると赤字になる事業があるのではと思う。人件費も含めて収支が外に見えるようにした上で、取り組んでほしい。
- 事故防止等安全管理について、通常時、大磯町の産業観光部産業観光課みなと推進系の職員が、大磯港管理事務所に常駐しているため、事故等の緊急時や災害・荒天時に、迅速な対応が期待できる。また、事故等の発生規模の状況により、人員配置的な不足がある場合に、全課体制での対応が提案されており、適切な措置が期待できる。
- 津波発生時に防潮門扉を閉鎖する作業については、職員の安全性を考慮し、実施してほしい。なお、「津波発生時に、閉鎖作業を行う職員の生命が危険にさらされないか、心配である。閉鎖作業を機械化できないか。」、「機械を全面的に信用するのは危険、確実に防潮門扉が閉められていることを確認するには、職員の力に頼らざるを得ない。」、「機械化はコストがかかる。規模的には現状が妥当かと思う。」等の意見を踏まえ、合議により、「4の(2) 災害・荒天時対応業務」の評価点を4点とした。
- 地域と連携した魅力ある施設づくりについては、大磯町が事務局を務める「大磯港みなとまちづくり協議会」において、関係団体等と連携し、各種事業、意見交換等を行っていること、また、地元企業に業務を委託し、迅速かつ的確に対応していることが、実績として評価できる。

### < II 管理経費の節減等 >

- 提案額の積算に重大な誤りなどはない。

### < III 団体の業務遂行能力 >

- 財政的な能力について、歳入歳出差引金額は黒字であり、財政再生基準ではないため、指定管理者となりうる財務体質を有している。また、複式簿記で財務書類を作成しており、団体の決算内容を明確に説明できるチェック体制が整えられている点も評価できる。なお、歳入から地方債発行額と繰越金を差し引いた額と、歳出から地方債償還額を差し引いた額を比較すると、平成27・28年度は赤字となるが、純資産比率が高く、貸借対照表の純資産の中で地方債の占める比率が低めのため、一定の財務健全性が保たれている。
- これまでの実績について、現指定期間の収支決算状況の収支差額が、平成26年度は赤字であったものの、平成27・28年度には、黒字に転換しており、実績として評価できる。



# 真鶴港

## 5 評価結果

委員会において厳正な評価を行った結果、次のとおりであった。

団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
	サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
真鶴町（足柄下郡真鶴町）	36	25	20	81

## 6 提案概要及び評価の内容

申請者	真鶴町
-----	-----

### (1) 提案の概要

#### I サービスの向上

##### (指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等)

- 町が取り組む「美の町」づくりの一環として、町の中心となる港エリアを「開かれた港」として「観光と産業が共生する水の都」とすることを基本理念として、「海洋観光の拠点となる港」、「安全・安心を実感できる港」、「自然を満喫できる美しい港」の3つを基本方針として取り組んでいく。
- 直営で業務を行うことを基本とするが、専門的な知識・免許を有する必要がある業務（琴ヶ浜公衆トイレ浄化槽保守管理業務、清掃管理業務（汚泥引き抜き））については、安全性の確保・業務の効率化を考慮して専門業者へ委託する。

##### (施設の維持管理)

- 県条例、事務処理要綱を熟知したうえで、適正に業務を実施する。
- 管理職を指導者とし、県条例、事務処理要綱の研修を実施する。
- 利用承認の申請にあたり、県収入証紙貼付金額の誤りが発生しないよう記載事項のチェックを複数で行い、最終的には管理職がチェックする等、チェック体制を強化する。
- ヨット利用者・石材業者・漁業関係者等と調整の上、それぞれに不都合が生じないように努めるとともに、地元の企業や利害関係団体の優先性を認めず、中立性を確保しつつスペースを最大限に利用していく。
- 清掃業務は、県の維持管理の水準に基づき定期清掃を行い、港湾利用者や近隣住民からの通報・要望には即座に対応するように最善を尽くし、台風通過後の港湾内の清掃についても迅速に対応し、施設を常に清潔に保つよう心掛ける。
- 清掃で発生したゴミ及び港湾内で発見した粗大ゴミについては、自ら処理施設に持ち込み、収集運搬費用が発生しないように努める。
- 巡視業務は、目視等により施設の点検及び異常の有無の確認を毎日行い、異常箇所の早期発見を心掛ける。
- 台風や警報発令時（日中）には、職員及び臨時職員が港湾内を点検し、石材業者・漁協・ヨット利用者へ警戒態勢の強化を依頼する。
- 利用調整にあたっては、石材業者・漁業者・ヨット利用者等、複数の事業者の権利関係が絡むため、それらを踏まえた上で、公平中立な管理ができるよう、事前スケジュールの提出及び利用予定表の事前周知等により利用調整に努める。
- 石材業者が利用する岸壁と遊覧船や魚座等の飲食店など一般の方々が利用する施設が隣接しているため、申請時に石材業者から荷卸しの予定表を提出させ、その状況を的確に把握し、住民及び飲食業者等に随時周知する。
- 施設の利用にあたり、法令の遵守等の誓約書を提出させ、適正な指導監督に努める。

##### (利用促進のための取組、利用者への対応)

- 真鶴港を賑わいの空間とするため、港を利用する石材業者や漁業者等と連携するとともに、地元の商工業や漁業の振興を目的としたイベントを展開し、町行政と商工業者・漁業者が協力し、港の活性化に努める。
- ヨット・船舶の出艇数の数値目標は、平成27年から平成29年までの3ヶ年平均の出艇

数からの毎年2%増を目指す。

- 町の広報紙やホームページ、町内掲示板、自治会回覧板等を活用した広報活動を展開する。
- 「真鶴・龍宮祭」において、海上保安署及びヨット利用者の協力を得て、巡視艇やヨットの体験乗船会を開催し、海への理解を深める事業を展開する。
- 遊覧船事業者と連携し地元小学生を対象に「自分たちが育ち、源頼朝が再起を図り船出し、船上から眺めたであろう真鶴の街並みを海上から鑑賞する」サイトシーイング事業を展開する。
- 利用者（石材業者・漁業者・ヨット利用者）への施設の利用に関するアンケート、イベント開催時の来場者への満足度を測るアンケート、短期係留施設利用者への港湾施設の利用に関するアンケートを実施し、日常的な利用者はもとより外来利用者の利便性も考慮した改善を随時実施する。
- 民間で行われている手話教室への職員の参加を積極的に促すとともに、手話対応できない場合においても、磁気ボードを活用する等、円滑なコミュニケーションができるよう努める。

#### **(事故防止等安全管理)**

- 事故防止マニュアルを作成するとともに、石材業者・漁業者・ヨット利用者等に町で実施している防災訓練や事故防止研修への積極的な参加を促す。
- 事故発生時には、人命救助等に迅速に対応するため、町担当課より海難救助については湘南海上保安署・水難救済会へ、陸上輸送・現場確認については湯河原町消防本部・小田原警察署へ職員の派遣を依頼する。また、担当課長の指示の下、担当職員等は現場へ急行し、事故状況の詳細を把握し、県西土木事務所小田原土木センターへ速やかに報告する。
- 出艇届の無届出は重大な事故につながるため、日頃から、指導を徹底する。
- 強風波浪注意報が発令されている間は、出艇禁止を指導する。
- 地震、津波が発生した場合に港湾施設の利用者の生命と安全を確保するために「津波発生時行動マニュアル」を策定し、職員の行動規範等を定めている。
- 津波注意報や警報が発令された場合には、Jアラートにより防災行政無線から自動的に流すとともに、出艇者及び港湾区域内に滞留する者に対し、オレンジ色の吹流しを管理事務所2階に掲揚し、出艇者の携帯電話へ連絡する等により伝達する。
- 高潮・波浪等の荒天時、各職員は、情報等の収集・伝達、利用者の避難誘導及び関係機関への報告等を行う。
- 災害発生時には町を挙げて利用者を広域避難場所など安全な場所への避難誘導を行うとともに、湯河原町消防本部や医療機関の協力を得て負傷者の早期の段階での手当や救急車両の手配を迅速に行う。
- 荒天時には、各注意報・警報の気象状況を、防災行政無線等を活用して利用者等へ正確かつ迅速に情報伝達する。また、町で主催している防災訓練・津波避難訓練に利用者等を積極的に参加させ、災害時の対応意識の高揚に努める。併せて職員を研修会に参加させ、災害時の心得や救急技術を習得させる。
- 町は真鶴港が大規模災害等発生時に神奈川県地域防災計画に定める緊急物資受入港として機能するよう県が行う施設の利用制限に最大限協力する。
- 台風等の被害への事後対応については、直営で行うことを基本に、庁内を挙げてマンパワーや車両の確保に努め、修繕業務は原材料を調達するなど可能な限り直営で行い、経費の削減に努める。

### (地域と連携した魅力ある施設づくり)

- 平成30年度に、「真鶴港周辺グランドデザイン（仮称）」の策定を予定しており、町の顔としての真鶴港の周辺の活性化に関わるソフト事業を推進する。
- 現在、業務委託している琴ヶ浜公衆トイレ浄化槽保守管理業務委託事業等は、町内及び隣接市町の事業者が携わっており、迅速かつきめ細かいサービスを実施している。また、施設修繕等も、町内業者を重用し迅速に対応する。

## II 管理経費の節減等

### (節減努力等)

提案額	①	85,342,000円
県が提示した積算価格	②	85,342,000円
節減額	①－②	0円

節減率 0%

※ 予定する指定期間（平成31年度～平成35年度）の総額

## III 団体の業務遂行能力

### (人的な能力、執行体制)

- 常勤1名、非常勤4名で管理運営する。
- 平日は、常勤1名、非常勤2～3名、土日は、非常勤3名を配置する。

### (コンプライアンス、社会貢献)

- 事務処理については、パソコン上での処理を推進してペーパーレス化を図り、書類の印刷は、再生紙の利用、両面印刷等を行い、資源の無駄を省くことを徹底する。
- 施設内で生じるゴミや廃品については、分別して収集し、処理施設に種別毎に持ち込むことによりリサイクルの周知と徹底を行う。
- 障がい者が仕事を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、障がい者雇用対策を進めることが町としての社会的責任と捉え、障がいをお持ちの方を雇用している。
- 神奈川県が提唱する「ともに生きる社会かながわ憲章」に賛同し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の一助として、障がいをお持ちの方を雇用し、障がい者が生き生きと働き、生活していけるよう憲章の実現に向けて継続して雇用する。
- 手話対応については、今後民間で行われている手話教室への職員の参加を積極的に促すとともに、手話対応できない場合においても、磁気ボードを活用する等、円滑なコミュニケーションができるよう努める。
- 真鶴港の港湾区域内である琴ヶ浜において、年に1度グリーンエイド真鶴が主催し、海岸清掃を実施している。岩海岸においても真鶴町環境美化推進協議会主催の海岸清掃を実施しており、海の環境保全に積極的に取り組んでいる。

### (事故・不祥事への対応、個人情報保護)

- 過去3年間に重大な事故又は不祥事は発生していない。
- 町では「真鶴町職員倫理条例」に基づき、職員教育による不法・不平等な行為を許さない職場環境の構築を目指しており、個人情報保護の職員の徹底については従来より全職員を対象とした研修の中で、個人情報保護の重要性、法律上の要請、管理体制、取扱ルール等を理解させる教育啓発活動を定期的実施している。

### (これまでの実績)

- 真鶴港の管理実績がある。
- 県又は他の自治体における指定取消しはない。

## (2) 外部評価委員会の採点結果

※ 各委員による仮採点結果の並び順は、「1 委員会委員」の一覧の順と異なります。

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による仮採点結果					委員会としての評価点
					A	B	C	D	E	
I サービスの向上 (50)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	5	4	4	5	4	4
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5	5	4	5	5	4	5
		(2) 維持管理業務	①清掃業務、巡視業務、保守点検業務、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5	5	4	4	5	3	4
		(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間（石材事業者、漁業者、ヨット利用者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	6	8	8	8	8	6
	3 利用促進のための取組、利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	5	4	4	5	2	3
		(2) 利用者への対応	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応	5	4	3	4	4	4	4
	4 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ④急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	3	4	4	4	4	2
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5	4	4	4	5	4	4
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	5	4	4	5	4	4

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
					A	B	C	D	E	
II 管理経費の節減等 (25)	6 節減努力等	(1) 節減努力等	【県が指定管理者に指定管理料を支払う施設】 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額／提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）×25  注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は、少数点以下切捨てとする。	25	25					25
			7 人的な能力、執行体制		(1) 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	4	4	
8 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	4						4
III 団体の業務遂行能力 (25)	9 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献		①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、社会的責任の考え方と実績	5	5	3	3	5	
			10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	(1) 事故・不祥事への対応、個人情報保護						①申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
					A	B	C	D	E	
Ⅲ 遂行能力 (25)	11 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	4	4	5	4	4
合 計				100						81

### (3) 評価講評

<p>委員会として、申請者は指定管理者候補として適切であると判断した。</p> <p>○ 評価できる点は、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用承認業務については、申請時におけるチェック体制や中立性の確保等、適正に実施されており、実績として評価できる。</li> <li>・ 障がい者の方を積極的、継続的に雇用しており、障がい者が生き生きと働き、生活していける社会の実現に取り組んでいる点が評価できる。</li> </ul> <p>○ 今後の期待、要望としては、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PR活動やアンケート回答数を増やす取組について、積極的に進めてほしい。</li> <li>・ 津波注意報や警報が発令された際、出艇中のヨット利用者とより確実に連絡が取れるよう、無線等、携帯電話以外の連絡方法を検討してほしい。</li> <li>・ 真鶴港を発展させるため、真鶴港の特徴を活かしつつ、町が推進している「美の町」づくりを踏まえて、公平な立場から港の活用方法を考えてほしい。</li> <li>・ 日々の業務を通じ蓄積された港湾管理の知識が、将来に渡り継承されるよう、長期的な視野で執行体制を考えてほしい。</li> </ul>
---



## 7 議事概要（主要論点）

### < I サービスの向上 >

- 利用承認業務については、申請時におけるチェック体制や中立性の確保等、適正に実施されており、実績として評価できる。
- 利用調整について、真鶴港は、業種の異なる複数事業者等が存在し、港湾の形状が細長くて港内が少し狭く、また、商港区や漁港区が点在するなど、構造的・歴史的にも困難な課題を抱える中での調整で大変かと思う。更に検討を重ね、改善する余地があると期待している。引き続き、中立・公平な立場で、細心の注意をはらって調整することを要望したい。合議により、「2の(3) 利用調整業務」は6点とした。
- プレゼンテーションが、提出した事業計画書のみで行われるなど、もっと積極的に提案内容についてアピールして欲しかった。真鶴港をより多くの方々に利用していただくためには、積極的なPRは欠かすことができないと考える。今後、より一層の努力してほしいことから、合議により、「3の(1) 利用促進のための取組」を3点とした。
- アンケートについては、回答数を増やす取組を積極的に進めてほしい。
- 事故防止等安全管理について、津波注意報や警報が発令された際、出艇者の携帯電話へ連絡するとの説明があったが、陸地から離れた海上では電波が届きにくく、連絡が取れない可能性がある。現状で事故等はないようだが、今後、発生しうる想定外の事態も踏まえ、より広い範囲をカバーできる無線を導入する等、ヨット利用者の安全確保のため、携帯電話以外の連絡方法も検討してはどうか。現状に満足せず、利用者の命を守ることを第一に、今後も、日々の指定管理業務の積み重ねの中で、より良い安全管理体制を追求し続けてほしいことから、合議により、「4の(1) 事故防止等」を2点とした。
- 地域と連携した魅力ある施設づくりについて、真鶴港を発展させるため、真鶴港の特徴を活かしつつ、町が推進している「美の町」づくりを踏まえて、公平な立場から港の活用方法を考えてほしい。そういう意味でも、平成30年度に策定される「真鶴港周辺グランドデザイン（仮称）」に期待している。

### < II 管理経費の節減等 >

- 提案額の積算に重大な誤りなどはない。

### < III 団体の業務遂行能力 >

- 人的な能力、執行体制について、現在、港湾管理事務所に必要最小限の臨時職員が常駐し、着実に業務が行われているが、現状に満足せず、継続した業務改善に取り組んでほしい。また、日々の業務を通じ蓄積された港湾管理の知識が、将来に渡り継承されるよう、長期的な視野で執行体制を考えてほしい。合議により、「7の(1) 人的な能力、執行体制」は3点とした。
- 財政的な能力については、歳入歳出差引金額は黒字であり、財政再生基準ではないため、指定管理者となりうる財務体質を有している。また、歳入から地方債発行額と繰越金を差し引いた額と、歳出から地方債償還額を差し引いた額を比較すると、平成26・27・28年度は黒字であり、税収と歳出をまかなえていると言える。なお、平成28年度時点で、複式簿記による財務書類を作成しておらず、団体の決算内容を明確に説明できるチェック体制が整えられていないため、作成が望まれる。
- コンプライアンス、社会貢献について、障がい者の方を積極的、継続的に雇用しており、障がい者が生き生きと働き、生活していける社会の実現に取り組んでいる点が評価できる。

